

報道資料 7

平成26年5月9日

報道機関各位

商工課長



三条市が国の創業支援事業計画の 認定を受けました

三条市が三条商工会議所、三条工業会等の支援機関、市内金融機関、中小企業大学校等と連携して創業者支援を実施する「創業支援事業計画」が経済産業省と総務省の認定を受け、計画がスタートすることになりました。

1 創業支援事業計画とは

本年1月20日に施行された産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として、市区町村が創業支援事業者と連携して策定する「創業支援事業計画」を経済産業省と総務省が認定を行います。

三条市は、三条商工会議所、三条工業会等の支援機関、市内金融機関、中小企業大学校等を創業支援事業者としたセミナーや専門家派遣による個別指導等を実施する創業支援事業計画の認定を国から受けました。

2 創業支援事業計画で実施される優遇措置

この計画の中で実施された研修等を継続的に受講し、一定の条件を満たした創業希望者は、会社設立時の登記にかかる登録免許税の軽減や信用保証協会による創業関連保証の保証枠拡大などの優遇措置を受けることができます。

3 三条市内における創業支援事業の取り組みについて

- ・三条市：創業塾 pontekia
 - ・(一財)燕三条地場産業振興センター：技術経営セミナー、個別相談等
 - ・三条商工会議所：新規創業経営革新研修、個別相談
 - ・三条信用金庫：創業フォローアップ塾、個別相談
 - ・協同組合 三条工業会：経営講演会、マーケティングセミナー等
 - ・日本政策金融公庫、第四銀行、北越銀行、
大光銀行、新潟県信用組合、三條信用組合：個別相談等
 - ・新潟中小企業支援プラットフォーム：技術開発支援、起業家育成イベント等
- ※創業マインド醸成⇒知識習得⇒創業チャレンジ⇒創業⇒事業拡大までの一連の流れについて、各団体が一丸となって創業者をバックアップします。

担当：商工課 商工係 竹田

電話：0256-34-5511（内212）